

ごうつ社協

第194号

令和7年10月1日発行

社会福祉法人 江津市社会福祉協議会

(本 所) 〒695-0011 江津市江津町1518番地1 パレットごうつ2階
TEL (0855) 52-2474 FAX (0855) 52-2308
ホームページアドレス <https://gotsu-syaky.jp/>
E-mail info@gotsu-syaky.jp

(桜江連絡所) 〒699-4226 江津市桜江町川戸11番地1
TEL (0855) 92-1450 FAX (0855) 92-0205
E-mail sakura-s@iwamicatv.jp



江津市社協
公式

Instagramを はじめました!

江津市社会福祉協議会では、これまで本広報紙『ごうつ社協』やホームページなどを通じて情報発信を行ってききましたが、このたび新たな手段として「Instagram (インスタグラム)」を始めました。

記念すべき初投稿は、当協議会会長です。江津市社協のことを地域の皆さまに知っていただくために、社協の活動や日頃の出来事はじめ地域の福祉活動など、これまで以上にタイムリーな情報を地域の皆さまにお伝えしていけたらと思っています。

ぜひ一度ご覧ください!



〔ご覧いただく方法〕

Instagram内で「江津市社会福祉協議会」や「江津市社協」と検索していただくか、右図2次元コードを読み取ってください。



「成年後見制度と相続制度ってどんなもの？」

～任意後見制度・遺言制度から考える安心して過ごせる老後のために～



講演会に併せて、成年後見制度に関する相談や後見人の支援などを行う中核機関について、江津市地域包括支援センター福田可菜絵氏より説明していただきました。

令和7年6月21日、江津ひと・まちプラザおよび桜江総合センター（オンライン聴講）において成年後見制度普及啓発講演会と石見成年後見センター会員による成年後見相談会を開催しました。令和6年度に引き続き、講師の佐和法律事務所・今城崇弁護士より、遺言制度を踏まえつつ成年後見制度の一つである任意後見制度を中心に、自身のエピソードを交えながら分かりやすく解説していただきました。

任意後見制度とはどんな制度ですか。

判断能力	本人の判断能力が比較的十分な場合
契約	任意後見人受任者と契約をし、公正証書を作成する
任意後見人	本人が自由に選べる。
権限	原則として代理権の内容を契約で自由に決められる
効力発生	家庭裁判所に対する申立権者の申立てにより発生 （本人、配偶者、四親等以内の親族、任意後見受任者） 家庭裁判所が判断能力が不十分となった後に後見監督人選任
終期	原則本人が亡くなるまで （効力発生までは一定の方式の下自由に解除可）
報酬	任意後見人の報酬は、契約内容で自由に決められる。 任意後見監督人の報酬は家裁が決定する。

【参加者の声】



自分や家族が安心して暮らせるために
制度を利用する大切さに気づけた



任意後見人の役割や手続き、
相談先が分かってよかった！

自分のこととして
将来の参考にしたい！



参加者を対象としたアンケートから、成年後見制度を一つの切り口として、自分自身や家族など大切な人の将来に思いを寄せて講演を聴いていただけた方が多かったのではないかと感じております。本会では、今後も成年後見制度に関する普及啓発を目的として講演会などを計画しております。興味関心のある方はぜひご参加ください。

成年後見に関する相談は中核機関まで!!

【障がい者の相談窓口】江津市高齢者障がい者福祉課障がい福祉係 TEL (0855)52-7934

【高齢者の相談窓口】江津市地域包括支援センター TEL (0855)52-7488

日常生活自立支援事業をご存じですか？

- 利用できる人は… 認知症や障がいなどによって、一人でものごとを決めることが不安な人（診断書や手帳の有無は問わない）で、本事業内容について理解する能力があり、利用意思がある人。
- 支援内容は……①福祉サービスの利用手続きのお手伝い……………必須
②日常的な金銭管理のお手伝い、③通帳や大切な書類等のお預かり…オプション

利用料など詳しいことはお問合せください 連絡先：江津市社会福祉協議会 TEL (0855)52-2474

認知症の人の意思決定支援 ～人と人との対話から～

済生会江津総合病院 認知症看護認定看護師 高住 美加 さん

前回掲載にて認知症基本法に基づき認知症は多くの人々が罹りうる病であるがゆえに、認知症の人を含めた国民一人ひとりが『新しい認知症観』に立ち、認知症を自分ごととして考えること。加えて、認知症の人が自らの意思によって、多様な主体と共に、日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会を創り上げていくことが求められています。

そこで、本年3月、認知症の人の意思決定支援に関する指針『認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン』第2版¹⁾が策定されました。日常生活行為の一つ一つにおいても意思形成から意思表示、意思実現までの意思決定のプロセスが必要であり、このプロセスの前提条件として人的・物的環境の整備を行うことの必要性が示されています。この人的・物的環境の整備とは、意思決定支援者の態度、意思決定支援者との信頼関係と立ち会う人との関係性の配慮、意思決定支援と環境の3点であり、これらの環境を整備することは、より認知症の人の意思を形成し表明しやすくします。この意思決定支援のプロセスの日々の繰り返しと蓄積が、その人自身の生き方やその人らしさの理解につながり、将来、病状が進行し意思判断能力を失ってしまう状態になっても意思の推定に役立つものとなります。このガイドラインは認知症の人を支える側の手順書であると同時に“Nothing About us without us（私たちのことを私たち抜きで決めないで）”という認知症の人のメッセージも込められています。すべての人には意思があるという前提に立ち、いろいろな間違いや不自由さもあるけれど、本人が自ら選択し自分で自分のことを決めるには、対話というアプローチが最も重要であると考えます。

認知症専門医の長谷川²⁾は著書の中で「**こうしましょうね」「こうしたらいかがですか**」などと自分からどんどん話を進めてしまう人がいます。そうすると認知症の人は戸惑い混乱して自分が思っていたことが言えなくなってしまう。『**こうしましょう**』と言われると他にしたいことがあっても、それ以上は何も考えられなくなってしまう。それは人間としてあるべき姿ではない。だから『**今日は何をなさりたいですか**』という聴き方をしてほしい。そして、できれば『**今日は何をなさりたくないですか**』といった聴き方もしてほしいと述べられています。当事者の意思の決定・選択には、日常生活の中にこそあり、それは対話の中から生み出されるものであると考えます。生活、人生は意思決定の連続であり意思決定するためにはその内容についての適切な情報が必要となります。心の中で決めていても、それを表明・表出するには、適切な環境も必要となります。私たち支援者も環境の一部であり認知症の人に心地よい環境を提供することが必要です。そして、誰もが意思決定をする当事者であり本人にかかわる人です。一人で生きている人はいません。誰もが支えられながら、誰かを支えている存在です。全ての人がお互いに支え合いながら、人と人とのなごない会話や対話がこれからの共生社会を創りあげていくためには必要不可欠な要素となるのではないかと思います。

【引用文献】

- 1) 厚生労働省（2025）：『認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン』第2版
- 2) 長谷川和夫他（2019）：僕はやっと認知症のことがわかったー自らの認知症になった専門医が日本人に伝えたい遺言.KADOKAWA

生活支援コーディネーター Times

お気軽にお声
がけください

盆子原 照晶
第1層SC
(市全体)



桑原 祥子
第2層SC
(東部・中部)



岩崎 利恵
第2層SC
(西部・桜江)



こんにちは！生活支援コーディネーター（通称SC）です。私たちは、介護予防・生活支援分野でのニーズをマッチングさせる（つなげる）活動を行っています。ただ、SCが介護予防や生活支援を高齢者に対して直接行うわけではありません。ケアマネージャーなどの専門職にそれらのサービスを紹介したり、サービスがない場合は事業者と協力して新しいサービスを作ることもあります。SCはいわば介護予防界の“黒子”のような存在です。

ふれあいサロン情報

by.生活支援コーディネーター

すみのの会ふれあいサロン ～松川・市村地区～

5月25日（日）松川町市村地区の「すみのの会」を訪問しました。

すみのの会は「みんなとおしゃべりしたい！」から誕生したサロンです。

今回は「三味線とギターで心を躍らせよう！」というテーマで、講師を招いて歌を歌ったり、炭坑節を輪になって踊ったりして、みなさんとても楽しまれていました。

あとはお抹茶を頂きながら、みなさん自由におしゃべりタイム。

すみのの会は、市村地区での孤立防止と支え合いを大切にする、みんなの居場所です！



ひとつ風ふれあいサロン ～都治・後地地区～

7月9日（水）10時 ひとつ風ふれあいサロンがOPENしました！

後地町の昔ながらの古民家を改装した内装は、ほっとひと息つける落ち着いた雰囲気です。

第1回目は看護師の室田千波さんの指導で体操と、アロマハンドマッサージでした。アロマの良い香りと看板猫のりくちゃん、美味しいお茶に癒されながら、皆さん笑顔で過ごされました。

地区外の方も気軽に参加できます。（65歳未満の方をご相談ください。）

お問い合わせは090-8111-9340多田裕子さんまで。

ひとつ風ふれあいサロンは江津市社会福祉協議会都治支会が主催されています。



福祉学習に取り組みませんか



高齢者疑似体験



車いす体験



昨今、福祉ニーズが多様化していますが、その課題の解決を図っていくためにも子どもたちを含めた地域住民の福祉への関心を高める必要があります。江津市社協では、職員が学校や地域等へ直接出向き、車いす体験、高齢者疑似体験、あいサポーター研修等の福祉の学びの場を提供しています。**地域、職場、学校等で、福祉について学びたい方は一度ご相談ください。ご希望に沿ったプログラムを準備します。**

※江津市の出前講座でも「No.75高齢者疑似体験」「No.76車いす体験」「No.78あいサポーター研修」のメニューがありますので、そちらから申し込むこともできます。



生活福祉資金(教育支援資金)のご案内

低所得世帯で、高等学校、大学または高等専門学校に就学するために必要な費用(入学金、授業料、制服購入代等)の貸付を行います。

【対象世帯】低所得世帯で①～④いずれかに該当する方

①他の貸付制度*の貸付が受けられなかった世帯

*日本学生支援機構、島根県育英会、母子父子寡婦福祉資金制度

②現在、他の資金の貸付の申込みをしているが、学費等納入期日までに決定が間に合わない方

③他の資金の貸付が決定しているが、なお資金が必要な方

④他の資金の貸付が決定しているが、その資金が貸与される前に必要となる資金の確保が困難である方
尚、他の資金の申込をしていない方については、本資金の貸付決定後に他の資金の借入れ申込をしていただきます。

【貸付限度額】

・教育支援費

高等学校(専修学校高等課程を含む) 月額35,000円以内
高等専門学校 月額60,000円以内

短期大学・専門職短期大学

(専修学校専門課程を含む) 月額60,000円以内

大学

月額65,000円以内

・就学支度費 500,000円以内

【貸付利子】無利子

【返済猶予期間】卒業後6か月以内

【返済期間】20年以内

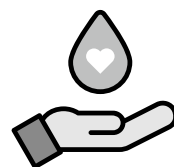
【借入れに関する相談】

民生委員もしくは江津市社会福祉協議会 ☎(0855) 52-2474



白血病患者等見舞金のご案内

白血病等の治療のために骨髄移植を受けた人、または受ける予定の人に対して、経費の軽減及び精神的援助を図るため、見舞金(10万円)を支給します。



【受給資格】

江津市に住所を有し、住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記録されている人のうち、次のいずれかに該当する人。

○骨髄移植を受けた人(ただし、骨髄移植後1年以内の申請に限る。また、この期間中に死亡した場合も対象とする。)

○1ヶ月以内に骨髄移植を受ける予定の人(ただし、申請後、骨髄移植予定日までに死亡した場合も対象とする。)

※住所要件の基準日は次のとおり

- ・骨髄移植後に申請する場合は、骨髄移植を受けた日の1ヶ月前の日
- ・骨髄移植前に申請する場合は、骨髄移植を受ける予定の日の1ヶ月前の日

【お問い合わせ】江津市社会福祉協議会

TEL (0855) 52-2474 FAX (0855) 52-2308



赤い羽根共同募金運動が始まりました！

募金運動期間 【一般募金】令和7年10月1日～12月31日
【テーマ募金】令和8年1月1日～3月31日



誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう江津市内のさまざまな地域の福祉課題解決に取り組む福祉団体を応援するため、10月から共同募金運動を展開しています。

令和7年度に江津市の皆様からお寄せいただいた募金は、下記のとおり令和8年度実施予定の江津市の福祉のまちづくりを推進する事業に活用されます。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和7年度江津市共同募金目標額 8,078,000円（下表①・②・③の合計）

令和8年度実施予定の事業

①江津市域を対象とする事業（活動）	【総額 5,975,000円】
●“支え合い・助け合い”による地域力を高める事業等	4,401,000円
▶地域福祉学習推進（後期）事業（地域の住民が集い福祉のまちづくり推進について考える事業）	
▶江津市社会福祉大会事業	
▶江津市民生児童委員協議会研修事業	
▶地域で育てる“支え合える心”助成金事業	
▶社協地区支会（23支会）が実施する孤立防止や見守り等に関する事業（会食・配食・子育て支援）	
●高齢者のいきいきライフを応援する事業等	740,000円
▶和光園ふれあい講座事業（令和6年度より江津和光園大学から名称変更）	
▶一人暮らし高齢者等声かけ訪問事業	
▶敬老の日の集い事業	
▶総合交流スポーツ大会（江津市老人クラブ連合会）	
●子育て中のお父さんお母さんを応援する事業等	30,000円
▶子育てサロン「ひろば」事業（桜江地区民生児童委員協議会）	
●子どもたちに福祉を学ぶ機会を提供する事業等	518,000円
▶福祉教育実施校助成事業（市内小中学校等の児童生徒が思いやりや優しい心を育むための福祉教育）	
●障がい者の社会参加の促進する事業等	286,000円
▶障がい者の体育・文化活動事業	
▶虹の家祭り事業	
▶点字広報紙「ごうつ社協」発行事業	
②江津市赤い羽根テーマ募金に取り組む団体を支援する事業	【100,000円】
【テーマ募金】 地域の福祉課題に取り組もうとする団体が、共同募金委員会と協働して、解決しようとする課題や自らの活動を伝え、共感による募金を呼びかける募金手法	
③島根県広域を対象とする事業（活動）	【2,003,000円】

※共同募金助成金を活用して取り組まれている地域福祉事業の一部



江津市総合社会福祉大会



川戸支会 高齢者と保育園児のふれあい運動会



市老連 総合交流スポーツ大会

赤い羽根共同募金は、地域の困りごと（福祉課題）の解決を図る活動を応援する募金です。

皆様の温かいご支援を宜しくお願いいたします。

江津市共同募金委員会

江津市江津町1518番地1（パレットごうつ内）
TEL (0855) 52-2474

令和7年度 聞こえのサポーター養成講座開講しました。

8月2日（土）、江津ひと・まちプラザにて、講師の梨木さやか氏と鹿野美幸氏の講義を20名の方に受講いただきました。

「聞こえにくい」「聞こえない」ことにより日常生活を送るうえで感じる「困難さ」等について理解し、だれでもが暮らしやすい地域づくりを広めていく心を持ち、筆談等の方法を活用して「聞く」「伝える」ことへちょっとした援助や配慮ができるように一人でも多くの手助けがあることによって、聞こえない聞こえにくい方々がその人らしい生活ができる地域づくりをすすめるための講座です。

この養成講座の修了者には単発で終わらないために、毎年フォローアップ研修が用意しており、修了者は研鑽を深める事もできます。



「演芸大会」

（江津市老人クラブ連合会主催）



7月25日（金）江津市総合市民センターミルキーウェイホールにおいて令和7年度演芸大会が開催されました。

この大会は、広く市民の皆様へ、健康と生きがい活動などに取り組んでいる老人クラブへの理解を深めていただくことと、会員の加入促進を図ることを目的に、平成14年度から開催されて今年度で22回目になります。

当日は、3クラブ・友情出演を含め、大正琴、演奏、詩吟、踊りなど11演目を出演者総数35名が熱演され、集まった約60名の観客から大きな拍手をいただきました。

老人クラブでは、高齢期における生活が健康で豊かなものとなるよう、このような活動の他にも様々な活動を行っています。加入を希望される方はお気軽に地域の老人クラブまたは江津市老人クラブ連合会へご連絡ください。 TEL (0855) 52-2474

ご寄附ありがとうございました

—地域福祉のために大切に活用させていただきます—

●香典返し寄附金（玉串料寄附金）

6月1日から8月31日受付分まで・順不同 ※（ ）内の氏名は故人

有福温泉町

佐々木 弘 美 様 (佐々木トヨコ 様)

跡市町

岡 本 達 也 様 (岡本美佐恵 様)

後 山 宏 昌 様 (後山ミツエ 様)

二宮町

日 高 由美子 様 (日高トシ子 様)

榎 埜 一 郎 様 (榎埜チエ子 様)

波子町

坂 本 博 美 様 (坂本 徹 様)

敬川町

坂 本 和 江 様 (坂本 博和 様)

山 本 ゆかり 様 (山本 雅数 様)

小 林 正 臣 様 (小林佐智子 様)

深 野 祐 之 様 (深野 良平 様)

都野津町

板 場 庸 祐 様 (板場恵美子 様)

崎 野 允 司 様 (崎野サカエ 様)

安 永 友 子 様 (谷口 幸司 様)

大 崎 亮 様 (大崎 常代 様)

南 原 繁 様 (南原謙次郎 様)

和木町

吉 村 律 江 様 (吉村 憲治 様)

山 田 みち子 様 (山田ノブコ 様)

嘉久志町

田 中 勝 行 様 (田中チサヨ 様)

山 藤 見 様 (山藤 通之 様)

岩 瀬 晴 美 様 (天野 俊正 様)

江津町

中 村 収 様 (中村 容子 様)

松 島 宏 様 (松島 和子 様)

松川町

岡 田 大一郎 様 (岡田キヨ子 様)

高 井 康 雄 様 (高井 明義 様)

渡津町

高 原 絹 江 様 (高原 正輝 様)

都治町

宇 野 正 昭 様 (宇野 照子 様)

跡 田 進 様 (跡田 英子 様)

桜江町

横 田 秀 人 様 (横田 泰子 様)

寺 本 節 夫 様 (寺本タケ子 様)

井 下 哲 之 様 (井下アキヨ 様)

高 崎 敏 彦 様 (高崎 菊雄 様)

中 曾 和 雄 様 (中曾 幸江 様)

敬川町 (都野津町)

松 永 充 子 様 (石田 道明 様)

和木町 (桜江町)

山 本 文 夫 様 (山本ユキエ 様)

●一般寄附金

江津市母子会連合会 様

●フードバンク食品寄贈 (団体)

江津組仏教婦人会連盟 様 ゆめタウン江津 様

西教寺「はちすの会」 様

県内20社協の活動を掲載するウェブサイト「しまねの社協がそこにある！」(略して「しまそこ」)もぜひご覧ください★

江津市社協のことも掲載されています！



「しまねの社協がそこにある！」
公式キャラクター「ふくっちゃん」

令和7年度 江津市総合社会福祉大会 (江津市社会福祉協議会)

日 時 令和7年11月5日(水) 13:30～
会 場 江津市総合市民センター 大ホール
内 容 1. 表彰及び感謝状贈呈
2. 地域福祉実践発表

法律相談【弁護士】(要予約)

10/ 9(木) 13:00～15:00(江津会場)

11/13(木) 13:00～15:00(江津会場)

12/11(木) 13:00～15:00(江津会場)

福祉相談【担当職員】

月曜～金曜(祝祭日は除く) 9:00～16:00 (江津会場)

◎相談は無料です。また、相談により知り得た秘密は固く守られますので、安心してご相談ください。

◎福祉相談については、担当者不在の場合もありますので、なるべく事前に電話等でご相談ください。

③感染症の流行状況によっては、中止や開催方法の変更(電話相談など)を行う場合があります。

一般相談【司法書士・民生委員】(要予約)

10/21(火) 13:30～15:45(桜江会場)

10/24(金) 9:00～12:00(江津会場)

11/28(金) 9:00～12:00(江津会場)

※江津会場⇒江津市社会福祉協議会

(江津ひと・まちプラザ“パレットこうづ”2階)

※桜江会場⇒桜江総合センター 3階トレーニングルーム

(江津市社会福祉協議会桜江連絡所の隣)

「ふれあい福祉センター総合相談所」【予約・お問い合わせ先】TEL (0855) 52-6710 FAX (0855) 52-2308